

市有財産賃貸借契約書

徳島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、つぎのとおり市有財産賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲所有の別紙物件調書記載の物件（以下、本物件という。）を自動販売機等設置場所として乙に賃貸し、乙は、これを借り受けるものとする。

（期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新、延長はしないものとする。

（賃貸借料他）

第3条 賃貸借料は年額〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円を含む。）とし、甲が発行する納入通知書により毎年度4月末日までに納入するものとする。

2 物価の変動、その他特別の理由により、本契約による賃貸借料が著しく不相当と認められるときは、契約期間中においても、甲乙協議のうえ賃貸借料を変更することができる。

3 乙は、第1項の賃貸借料とは別に、乙の設置する自動販売機に係る光熱水費を支払うものとし、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結以前に、金〇〇〇〇〇〇〇円の契約保証金を甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、反対の意思表示がない限り、既納の入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、契約の履行後に返還するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責に帰すべき事由により、この契約が解除されたときは、甲に帰属する。

（遅延利息）

第5条 乙が前条の賃貸借料を指定の期日までに納入しないときは、甲は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、公有財産規則（昭和39年徳島市規則第52号）第28条及び附則第4項に定める遅延利息を徴収するものとする。

（引渡し）

第6条 甲は、賃貸借期間の初日に乙に対し、本物件を引き渡すものとする。

（保存費用）

第7条 乙は、本物件を善良な管理者の注意をもって管理し、維持修繕その他の保存に必要な費用を負担するものとする。

2 乙が前項の注意を怠り、又はその他の理由により、甲に損害を与えたときは、甲の調定する損害額を賠償し、又は損傷した物件を原状に回復しなければならない。

(管理責任)

第8条 本物件の管理・運営については乙が一切の責任を負うものとする。

2 第2条の貸付け期間内及び本契約終了により乙が本物件を返還するまでの間、乙は、本物件の美観維持に努め、本物件において自動販売機を管理・運営することによって生じる利用者等からのトラブル、苦情等について一切の責任を負い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(用途の制限)

第9条 乙は本物件を別紙物件調書記載の仕様の範囲内の自動販売機等の設置場所として使用しなければならない。

(禁止行為)

第10条 乙は、甲の承諾を得ないで現状に変更を加え、建物、工作物等を増改築し、若しくは、契約の目的以外の用途に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

(契約の解除)

第11条 次の各号の一に該当するときは、貸付け期間中といえども、甲は、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

(2) 乙が、別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。

(3) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 甲又は国、他の地方公共団体、その他の公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。

2 甲は前項(第4号を除く。)の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときはその損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により契約を解除されたときは、直ちに原状に回復し、甲に本物件を返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めるときはその限りでない。

2 乙が前項の義務を履行しない場合は、甲がこれを代行し、これに要した費用は、乙が負担するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、本物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(定めのない事項の処理)

第14条 本契約に定めのないことで、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ解決するもの

とする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者
徳島市長 遠藤 彰良

乙